第四号様式(第二条関係)

<table>
<tr><td>第　　号</td><td colspan="6">督　　促　　状</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納税者または特別徴収義務者</td><td>氏名または名　　称</td><td colspan="5">殿</td></tr>
<tr><td>住所または所　在　地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>令和　　年
(度)分</td><td colspan="3">市町村民税　　円
道府県民税　　円</td><td colspan="3">第　　期(月)分</td></tr>
<tr><td>税額または納入金額</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr>
<tr><td>延　滞　金</td><td colspan="6">納期限の翌日から納付(入)の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</td></tr>
<tr><td>督促手数料</td><td colspan="6">円</td></tr>
<tr><td colspan="7">上記の金額を至急市(町、村)指定金融機関等(会計管理者)に納付(入)して下さい。
令和　　年　　月　　日
市町村長　　氏　　名　　印</td></tr>
</table>

備考　1　この督促状は、第4号の2様式による督促以外の督促について使用すること。
2　分離課税に係る所得割の場合には、「令和　　年(度)分」の欄は「令和　　年分」として記載し、「第　　期(月)分」の欄には記載しないこと。
3　市町村は、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合における措置ならびにこの督促に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。